

第 108 回



定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月23日（水曜日）
午前10時開始（受付開始 午前9時）

場所

群馬県伊勢崎市富塚町220番地13
伊勢崎市民プラザ本館1階ホール

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

郵送又はインターネットによる
議決権行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後5時30分まで

■ CONTENTS

第108回定時株主総会招集ご通知……………	1
（添付書類）	
事業報告……………	6
株主総会参考書類	
第1号議案 当社と株式会社IHIとの 株式交換契約承認の件……………	24
第2号議案 剰余金の処分の件……………	49
第3号議案 取締役6名選任の件……………	49
第4号議案 監査役2名選任の件……………	53

新型コロナウイルス感染症予防と感染拡大防止のためのお願い

- ・株主の皆さまには、書面又はインターネットで事前に議決権を行使していただき、当日の当社株主総会会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会に出席しご発言いただくことの代替措置として、本株主総会に関するご質問を当社ウェブサイトにて事前に受け付けます。頂戴したご質問への回答につきましては、本株主総会の中で一部ご紹介させていただく予定です。事前質問の受付方法に係る詳細は当社ウェブサイトをご確認ください。
- ・事前の議決権行使の参考にしていただくため、対処すべき課題及び第1号議案の内容に係る動画配信を行います。視聴に関しては、3頁に記載しておりますのでご確認ください。
- ・ご出席の株主さまへのお土産の提供、株主総会終了後の製品展示説明は、行っておりません。株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

以上

明星電気株式会社

証券コード：6709

証券コード 6709
2021年6月8日

株主各位

群馬県伊勢崎市長沼町2223番地
明星電気株式会社
代表取締役社長 池山正隆

第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今なお新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、本年度株主総会につきまして、感染予防及び感染拡大防止のため、株主の皆さまの安全を第一に考え、コロナ対策を万全にして開催させていただきます。

株主の皆さまには、可能な限り株主総会への来場をお控えいただき、書面又はインターネットにより議決権を事前に行使していただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。後述のご案内に従って2021年6月22日（火曜日）午後5時30分までに議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時）

2. 場 所 群馬県伊勢崎市富塚町220番地13
伊勢崎市民プラザ 本館 1階ホール

新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止のため、株主総会開催地を前年に引き続き、当社本店所在地の群馬県伊勢崎市にしております。必ず末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えないようご注意ください。

3. 目的事項
報告事項

第108期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 当社と株式会社IHIとの株式交換契約承認の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

4. 書面又はインターネット等による議決権行使の要領

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月22日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、後記（4頁に記載）の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2021年6月22日（火曜日）午後5時30分までに行使してください。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 議決権を代理で行使される場合は、代理人ご自身名義の議決権行使書用紙とともに、委任状等の代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名さまに限られます。）。
 3. 法令及び当社定款第17条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.meisei.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 計算書類の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
 - ② 監査報告書の計算書類に係る会計監査人の監査報告書、監査役会の監査報告書
 - ③ 株主総会参考書類「第1号議案 当社と株式会社IHIとの株式交換契約承認の件」のうち、株式会社IHIの定款の定め及び同社の最終事業年度に係る計算書類等の内容したがって、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

4. 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.meisei.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。
5. 新型コロナウイルス感染症の影響等により、招集通知でご案内している会場が利用できなくなる場合がございます。会場変更等、株主総会運営上の大きな変更がある場合は、当社ウェブサイト (<https://www.meisei.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。
6. 株主の皆さまには、可能な限り株主総会への来場をお控えいただくようお願いしておりますが、ご来場の株主様におかれましては、次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。
 - ①株主さまにお座りいただく座席の間隔を通常より広く設定しております。
万が一、満席となった場合は、入場制限させていただきます場合がございます。
 - ②株主総会受付時に株主さまの体温計測をさせていただきます。
健康が優れないと判断させていただいた場合は、入場を制限させていただきます。
 - ③株主総会にご出席の株主さまにおかれましては、マスク等の着用をお願い申し上げます。
 - ④株主総会運営メンバーにおいてもマスクを装着して対応させていただきます。

対処すべき課題及び第1号議案の内容について、 インターネットにより動画配信を行います

配信URL <https://v.srdb.jp/6709/2021soukai/>

ID・パスワード記載の招集ご通知を株主さまに送付しております。



<ご留意事項>

- インターネットによるオンデマンド配信を通じて質問、議決権行使、動議等を承ることはできません。
議決権は事前にご行使いただきますようお願いいたします。
- ご使用のパソコン等の端末およびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- 動画配信をご視聴いただく場合の通信料等につきましては、株主さまのご負担となります。
- インターネット環境や機材トラブル、その他の事情により、やむを得ず動画配信を中断または中止する場合がございます。
- 動画配信の録画・撮影や保存はご遠慮ください。また、URL・ID・パスワードの外部公開はお控えくださいますようお願い申し上げます。
- 何らかの事情によりオンデマンド配信を中止とする場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

<当社ウェブサイト> <https://www.meisei.co.jp>

ご視聴に関するお問い合わせ先 TEL：0270-32-1111 受付時間：6月23日（水）までの月～金 午前9時～午後5時30分

配信日時

2021年6月8日(火)
午後0時～
2021年6月23日(水)
午後5時30分まで

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2021年6月22日（火曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されているパスワード及び議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

2. その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主さま

証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引のある証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座をお持ちでない株主さま (特別口座をお持ちの株主さま)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日）における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け景気が急速に悪化しましたが、各国における金融政策や財政政策の発動に伴う経済活動の再開により、米国や中国を中心に持ち直しの動きがみられました。わが国経済におきましても、人の往来が減少し、観光、飲食等の業界を中心に景気は大幅な落ち込みを強いられましたが、個人消費や輸出等において持ち直しの動きがみられました。

このような状況の下、当社は、お客さま、お取引先及び従業員とその家族の安全確保を最優先し、感染予防に最大限の注意を払いながら事業活動を継続してまいりました。「2019中期事業計画」の2年目となる当期は、「『変える』を実践し、強靱かつ柔軟で収益力のある体質を実現しよう！」とのスローガンのもと、ビジネスモデルの変革等による市場拡大と生産性の向上、働き方改革と業務改革によるコスト・納期の最適化、品質・コンプライアンスの継続的向上、競争力を維持・増強するための技術力向上の4つを重点施策に位置づけ、持続的成長に向けた収益基盤の整備に取り組みました。しかし、前期に更新需要前倒し取り込みがあった反動により、当事業年度の売上高は、前期に比べ1,002百万円（12.4%）減少し、7,102百万円となりました。営業利益は、前期に比べ284百万円減少し、301百万円となりました。経常利益は、前期に比べ291百万円減少し、294百万円となりました。また、当期純利益は、前期に比べ76百万円減少し、313百万円となっております。

なお、当社は当事業年度より「収益認識に関する会計基準等の適用」、「たな卸資産の評価方法の変更」及び「有形固定資産の減価償却方法の変更及び残存価額の変更」を実施しております。それぞれの変更理由は、個別注記表のⅡ会計方針の変更に関する注記及びⅢ会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更に記載しております。

当事業年度のセグメント別の売上高及び営業利益は次のとおりです。
 なお、当社は事業の内容を2つのセグメントに分けております。

(単位：百万円)

	売上高	営業利益
気象防災事業	4,743	179
宇宙防衛事業	2,359	189
調整額(注)	-	△66
合計	7,102	301

(注) 営業利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、予算と実績の調整差額であります。

① 気象防災事業

■ 主要な事業内容

ラジオゾンデ、POT E K A (超高密度気象観測システム)、地上気象観測装置、山地災害予知施設、火山観測装置、計測震度計、緊急地震速報対応Qキャスト、各種航空管制システム、水門遠隔監視制御システム、放流警報装置、水晶水位計、三次元レーザーダ(3D L R、踏切障害物検出装置)等の開発・製造・販売

受注高は、更新需要の回復傾向は変わらないものの、前期と比較して減少しております。これは、前期は多機能型地震計や新幹線地震計など地震観測装置の大口受注があったことによるものです。

売上高は、高速道路気象観測設備や三次元レーザーダ(3D L R、踏切障害物検知装置)などが増加しているものの、受注高同様、前期の多機能型地震計の売上先取り分が影響したことで減少しており、合計で4,743百万円となりました。売上高全体に占める割合は66.8%となっております。営業利益は、売上高の減少や会計方針の変更などの影響で、179百万円となっております。

② 宇宙防衛事業

■主要な事業内容

宇宙環境・地球環境計測機器、ロケット・衛星に搭載する監視カメラ、宇宙ステーション搭載機器、宇宙技術の地上転用機器、飛翔体搭載用テレメータ、ロケット制御機器の開発・製造・販売、宇宙環境での熱真空、振動、放射線試験等の受託等

受注高は、火星衛星探査計画関連での各種搭載機器等の大口契約ができたことで、大きく増加しております。売上高は、同じく火星衛星探査計画関連の工事進行見合いでの売上計上や民間の宇宙搭載機器などが増加しており、合計で2,359百万円となりました。売上高全体に占める割合は33.2%となっております。営業利益は、会計方針の変更の影響で減少要素はあるものの売上高の大幅増加の影響によって、189百万円となっております。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資の総額は、282百万円(前期113百万円)となり、前期比で148.7%増加しました。また、対売上高比率は4.0%であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、資金調達の一環として、金融機関数社と一定の借越枠を設定した当座借越契約を締結しております。また、IHIグループの連結経営強化のため、財務機能の一元化による資金の効率化を図ることを目的として、グループで導入しているキャッシュ・マネジメント・サービス（CMS）に加盟しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 (第105期)	2018年度 (第106期)	2019年度 (第107期)	2020年度 (第108期)
売上高	6,527 ^{百万円}	6,653 ^{百万円}	8,105 ^{百万円}	7,102 ^{百万円}
経常利益	19 ^{百万円}	292 ^{百万円}	585 ^{百万円}	294 ^{百万円}
当期純利益	9 ^{百万円}	262 ^{百万円}	390 ^{百万円}	313 ^{百万円}
1株当たり 当期純利益	0.74 ^円	19.74 ^円	29.44 ^円	23.65 ^円
総資産	10,365 ^{百万円}	10,356 ^{百万円}	11,103 ^{百万円}	10,399 ^{百万円}
純資産	5,339 ^{百万円}	5,599 ^{百万円}	5,856 ^{百万円}	6,037 ^{百万円}
1株当たり 純資産	402.27 ^円	421.87 ^円	441.29 ^円	454.91 ^円

- (注) 1. 当社は、2018年10月1日付けで普通株式10株につき、普通株式1株の割合で株式併合を行っております。このため、1株当たり当期純利益については、第105期（2018年3月期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
2. 2017年度から2019年度までは連結業績を開示しておりましたが、2020年度より非連結での業績を開示しております。

(9) 対処すべき課題

当社は、「私たちは、独自のSensing & Communication技術により、革新的な商品・サービスを創造し、安全・安心な社会の発展に貢献していきます。」という企業理念を普遍的に希求すべく、2021年度の経営方針を「安全安心な社会の発展に貢献するためセルフ・マネジメントで『変える』を実践しよう!」とし、以下の4つの重点施策を設定しました。

① ビジネスモデルの変革・社会貢献等による市場拡大と生産性の向上

短期的にはウィズ・コロナを考慮したグローバル重点国の選定と活動強化、中長期的には事業性・将来性・社会貢献性を重視した研究開発を行ない、お客さまのニーズに包括的に応えるソリューションを提案することで、社会との価値協創と競争力の強化をともに実現します。

② 働き方改革と業務改革によるコスト、納期の最適化

デジタルトランスフォーメーションによる柔軟性のある業務プロセスの実現や従業員の多能工化促進、製造に関わる全部門の連携強化によりコスト・納期の最適化を図ります。

③ 品質・コンプライアンスの継続的向上

これまで以上にお客様の信頼を獲得するため、経営、営業、設計、製造、検査等、すべての従業員が従事する仕事に対する品質の作り込み意識を醸成していきます。

④ お客さま・社会が信頼する技術力の獲得

設計・製造・サービスに関する技術力にさらに磨きをかけて、お客さまの満足度を高めていくとともにSDGs達成に貢献していきます。そのために注力技術の選定と重点教育を実施します。

これらを成し遂げるため、付加価値を高めたサービスの提供を加速し、契約の包括化による間接費の削減と業務負荷の平準化を図り、技術力の向上によって後戻りの撲滅を進めていきます。こうした施策により、業績向上を目指して全社一丸で取り組んでいく所存であります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社への議決権比率	主要な事業内容
株式会社 I H I	1,071 億円	51.19 %	産業機械、車両用過給機、物流システム、発電用ボイラ、各種プラント、航空機用エンジン、宇宙開発機器等のエンジニアリング及び製造・販売

(注) 1. 親会社である株式会社 I H I との取引条件を決定するにあたり、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定していることから、当社取締役会としては、当該取引は当社の利益を害するものではないと判断しております。

2. 当社は、2021年5月13日の取締役会において、I H I を株式交換完全親会社とし、明星電気を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

② 子会社の状況

当事業年度において、子会社であった明星マネジメントサービス株式会社は2020年6月17日に清算を結了したため、当該事業年度末に該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

① 気象防災事業

ラジオゾンデ、P O T E K A (超高密度気象観測システム)、地上気象観測装置、山地災害予知施設、火山観測装置、計測震度計、緊急地震速報対応Qキャスト、各種航空管制システム、水門遠隔監視制御システム、放流警報装置、水晶水位計、三次元レーザーレーダ(3D L R、踏切障害物検出装置)等の開発・製造・販売

② 宇宙防衛事業

宇宙環境・地球環境計測機器、ロケット・衛星に搭載する監視カメラ、宇宙ステーション搭載機器、宇宙技術の地上転用機器、飛翔体搭載用テレメータ、ロケット制御機器の開発・製造・販売、宇宙環境での熱真空、振動、放射線試験等の受託等

(12) 主要拠点等 (2021年3月31日現在)

〔本店・工場〕	群馬県伊勢崎市長沼町2223番地
〔東京事業所〕	東京都江東区豊洲三丁目1番1号 豊洲IHIビル10階
〔支店〕	北海道支店 北海道札幌市中央区北二条西四丁目1番北海道ビル6階 東北支店 宮城県仙台市青葉区本町一丁目1番1号 大樹生命仙台北町ビル20階 関東支店 東京都江東区豊洲三丁目1番1号 豊洲IHIビル10階 関西支店 大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号 中之島フェスティバルタワー・ウェスト6階 中四国支店 広島県広島市中区大手町二丁目7番10号 広島三井ビル6階 九州支店 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 電気ビル北館10階
〔営業所〕	中部営業所 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号 名古屋三井ビルディング新館8階
〔出張所〕	沖縄出張所 沖縄県中頭郡西原町徳佐田40番1号
〔事務所〕	播磨事務所 兵庫県たつの市新宮町光都一丁目19番4号 光都石興ビル1階

(13) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数		前期末比増減
男性	278名	12名減
女性	67名	6名増
合計	345名	6名減

(注) 顧問、非常勤嘱託、出向者、パートタイマーは上記に含んでおりません。

(14) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(15) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

当期末現在の株式の状況は次のとおりであります。

- (1) 発行可能株式総数 23,556,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,279,633株 (自己株式 8,017株を含む。)
- (3) 当期末株主数 6,811名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数	株式持株比率
株式会社 IHI	6,772,000 株	51.02 %
上田八木短資株式会社	241,000	1.81
日本証券金融株式会社	148,500	1.11
立花証券株式会社	137,600	1.03
荒井	129,300	0.97
山田 紘一郎	71,000	0.53
中澤 豊治	69,900	0.52
K K エステート株式会社	69,000	0.51
光陽ホールディングス株式会社	66,500	0.50
マネック証券株式会社	64,020	0.48

(注) 株式持株比率は、自己株式 (8,017株) を控除して計算しております。
株式持株比率は、小数点第3位以下を切捨てして記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

氏名	会社における地位及び担当	重要な兼職の状況
池山 正隆	代表取締役社長 兼最高経営責任者	
橘田 英夫	常務取締役	
齋藤 隆	取締役兼執行役員 (気象防災事業部長)	
谷本 和夫	取締役兼執行役員 (宇宙防衛事業部長)	
加藤 格	取締役	株式会社IH 高度情報マネジメント統括本部企画管理部長
山下 守	取締役	株式会社インソース社外監査役
中川 精二	取締役	
坂巻 伸幸	常勤監査役	
磯本 聡一	監査役	株式会社IH 経営企画部主幹
入澤 武久	監査役	弁護士 (入澤法律事務所) 栄研化学株式会社社外取締役
中村 明弘	監査役	

1. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。
 退任取締役 (2020年6月24日退任)
 柴田 耕志
 新任取締役 (2020年6月24日就任)
 谷本 和夫

2. 取締役のうち、山下守氏及び中川精二氏は社外取締役であります。

3. 取締役のうち、山下守氏及び中川精二氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。

4. 監査役のうち、入澤武久氏及び中村明弘氏は社外監査役であります。

5. 監査役中村明弘氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 監査役のうち入澤武久氏及び中村明弘氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（常勤監査役を除く。）と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反を認識したうえでの行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けております。当該保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役	92	81	11	7
（うち社外取締役）	(7)	(7)	(-)	(2)
監査役	18	18	-	3
（うち社外監査役）	(7)	(7)	(-)	(2)
合計	110	99	11	10
（うち社外役員）	(14)	(14)	(-)	(4)

② 業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標として営業利益率を掲げ、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしております。業績指標として営業利益率を選定した理由は、

中期経営計画において営業利益率の目標を設定したためです。

③ 非金銭報酬等の内容

該当する事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2011年6月28日開催の第98回定時株主総会において年額2億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第95回定時株主総会において年額3,600万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を作成するよう指名報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2018年12月27日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ．決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう会社業績との連動性を確保し、世間水準を考慮しつつ役位、担当業務に応じた職責や成果を反映した報酬体系とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は月例定額の基本報酬、業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み月例定額の基本報酬のみを支払うこととしております。

基本報酬は月例定額とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映

した現金報酬とし、各事業年度の営業利益率の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行い、取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安として、業績連動報酬等は基本報酬の年額の15%を基準としております（KPIを100%達成の場合）。

- ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月24日開催の取締役会にて代表取締役社長 池山 正隆に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得ております。

(5) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係及び当期における主な活動状況

社外取締役 山下 守

同氏は株式会社インソースの社外監査役であります。同社と当社との間に取引関係はあ

りません。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会19回の全てに出席しました。取締役会においては、長年にわたり経営に携わられた経歴を通じて培われた経験と見識を基に、社外の立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

社外取締役 中川 精二

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会19回の全てに出席しました。取締役会においては、長年にわたり経営に携わられた経歴を通じて培われた経験と見識を基に、社外の立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 入澤 武久

同氏は栄研化学株式会社の社外取締役であります。同社と当社との間に取引関係はありません。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会19回の全てに出席、監査役会17回中16回に出席しました。取締役会においては、弁護士としての専門的見地から決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告を行い、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

社外監査役 中村 明弘

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会19回の全てに出席、監査役会17回中16回に出席しました。取締役会においては、公認会計士としての専門的見地から決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告を行い、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 38百万円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、妥当性や適切性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の他、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(6) その他の事項

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益は、上記(2)に記載する以外にありません。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

第1章 目的

①目的

本基本方針は、会社法が規定する（平成17年法律第86号）の規定により取締役会に委任された「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務、並びに当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」に関する基本方針を定めることによって、当社グループのコーポレート・ガバナンスの実効を高め、企業価値向上に資することを目的とする。

第2章 取締役・従業員に関する内部統制システム

①取締役・従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、職務執行において法令及び定款に適合することを確保するため、関連する規程を制定し、取締役・従業員はこれらを遵守する。取締役は、職務執行にあたっては業務の実態に即した実施体制を整備するとともに、職務執行が適正に行われていることを監査するための体制を整備する。

・規程の整備

「明星電気グループ基本行動指針」等、取締役・従業員が法令等、職務を執行するうえで必要となるルールや手続きを整備する。

・コンプライアンス活動体制

コンプライアンスに関する活動は、「コンプライアンス委員会」が当社グループ共通の活動方針を策定し、各部門の活動計画や全社への教育を通して従業員に展開する。

・活動状況の確認と是正のための体制

各部門の業務の実態を把握し、これを検証・評価することにより、それらの適正を確保するための内部監査制度を設け、各部門から独立した部門である内部監査部門として「内部監査室」を設置し、監査結果について適宜取締役会に報告する。また、内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」の相談・通報の窓口を社内外に設けることで、自浄作用を発揮し、コンプライアンス違反を未然に防ぐための体制を整備する。

②情報の保存及び保管に関する体制

取締役会は、職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録により保存及び保管する場合の管理体制について「文書情報管理基本規程」を整備する。取締役及び従業員は、「文書情報管理基本規程」の定めるところにより職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録による方法により保存及び保管する。

③リスク管理に関する体制

取締役は、当社の担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視する。取締役は、当社の業務執行に係る種々のリスクとして、リスクの評価・識別・監視の重要性を識別し、適切なリスク管理体制の整備並びにその運用・評価のための体制を整備する。

取締役は、当社の担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視するとともに、新たに生じたリスクについては速やかに対応責任者を定める一方で、当社の業績、財政状態及び株価に影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、取締役会及び監査役会に報告する。

④職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催する。また、毎月常勤の取締役並びに執行役員等が出席する経営会議を開催し、当社の重要事項について審議する。

取締役は、每期当初に収益性に関する数値目標を含む利益計画の設定を行い、月次で目標の達成状況を確認することによって、取締役の職務の執行の効率性を確保する。

第3章 企業集団における内部統制システム

①企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、各種規程を整備し、当社を管理・監督・指導する主管部門を定め、当社の事業全般に対して、責任あるガバナンスが確保できる体制を整えとともに、重大な法令違反、その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

②反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み一切の関わりを持たない。また、同勢力からの不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、取締役及び関係部署が一致協力して組織的に対応し断固としてこれを拒絶する。

第4章 監査役の適正監査確保に関する内部統制システム

①監査役の職務を補助する使用人に関する事項

監査役は、監査役の職務の執行を補助するために監査役事務局を置くことができる。監査役事務局の人事に係る事項は監査役との協議に基づき、取締役会の決定により定める。監査役事務局を置く場合、監査役事務局は監査役の指示に従うものとし、取締役は、監査役事務局の従業員の業務執行者からの独立性の確保及び監査役の指示の実効性の確保に留意する。

②監査役の監査に関する事項

監査役は、監査役会において定めた監査の方針等に則り、取締役会等の重要会議に出席するとともに、取締役等から職務執行状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧、社内各部門や重要な子会社の業務及び財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務の執行を監査する。また、監査役が職務執行上必要とする費用は、会社がこれを負担する。

③監査役への報告に関する事項

取締役及び従業員は、監査役又は監査役会に対して、法律に定める事項、内部監査の結果、内部通報制度による通報の状況及び内容、その他全社的に影響を及ぼす重要事項について、遅滞なく報告するものとする。

なお、当該報告をした者は報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることはないものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた当事業年度における実施状況は次のとおりです。

① 取締役会を19回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関す

る重要事項を決定し、月次の営業実績等の分析・対策・評価を検討するとともに法令への適合性及び業務の適正性の観点から審議しました。

- ② 監査役会を17回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令の遵守について監査いたしました。
- ③ コンプライアンス委員会は、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、コンプライアンス推進体制を見直しました。また、eラーニング等により教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透に努めました。
- ④ リスク管理委員会は、当社のリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。
- ⑤ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ⑥ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査及び内部統制監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等に関する事項

当社は、株主の皆さまへの安定的な利益還元を最重要課題であると認識し、市場環境の変化に耐え得る強靱な経営基盤の確立と財政基盤強化を図りつつ、収益状況を勘案しながら利益配分をすることを基本方針としております。

なお、当社は、2011年6月28日開催の第98回定時株主総会において、取締役会決議に基づく剰余金の配当等を可能とする定款変更を行っています。

(注) 本事業報告における金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 当社と株式会社IHIとの株式交換契約承認の件

当社及び株式会社IHI（以下「IHI」といいます。）は、2021年5月13日開催の両社の取締役会において、IHIを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で、IHIとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本株式交換は、IHIにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けずに、また、当社においては、本総会におけるご承認を受けた上で、2021年8月1日を効力発生日として行う予定です。

本株式交換の効力発生日に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部において、2021年7月29日付で上場廃止（最終売買日は2021年7月28日）となる予定です。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容の概要等、その他本議案に関する事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換を行う理由

IHI及び当社は、2012年5月、IHIグループの社会基盤事業と当社の制御システム事業において、水門等への制御システム応用等の直接的なシナジー効果が期待できること、また、IHIの子会社である株式会社IHIエアロスペース（以下「IHIエアロスペース」といいます。）の宇宙関連事業と当社の宇宙関連事業において、宇宙インフラシステムと小型衛星技術に関しての協業等の直接的なシナジー効果が実現できること、さらに、IHIグループのセキュリティ事業の製造・検査において、直接的なシナジー効果が実現可能と考えられるとの認識で一致するに至り、IHIは、当社株式に対して公開買付けを実施し、2012年6月12日に当社株式67,720,000株を取得することにより、当社を連結子会社といたしました。その後、両社は、当社の気象防災事業において、株式会社IHIインフラシステム及び株式会社IHIインフラ建設との協業、また、当社の宇宙関連事業において、IHIエアロスペースとの協業、さらに、三次元レーザレーダ（3DLR）（注1）の製造・保守等においてシナジーが発現されるなど、一定

の成果を挙げてまいりました。

他方、上記の協業を進める中で、当社が上場会社である現状においては、上場会社としての「部分最適」と、当社を含むIHIグループの「全体最適」が緊張関係にあり、IHI及び当社の双方が、自社の利益を優先的に意識せざるを得ない状況にあると同時に、IHIが上場子会社である当社に対して、IHIグループとして事業ポートフォリオ戦略の実行や経営資源の再分配を行うことは、IHIグループの資本コストを踏まえた全体最適の観点に立てば、それによる利益の一部はIHIグループ外に流出してしまうことになるといった問題が指摘される可能性があることから、両社の技術・製品連携や人材等の経営資源の有効活用、協業の意思決定の迅速化等に一定の制約が生じております。そのため、上記のとおり、IHIが当社を連結子会社とした当初、IHIグループと当社の間で実現が可能と期待していたシナジー効果を十分に発揮するまでには至っておりません。

このような状況の中、IHIグループは、2019年5月に策定・公表いたしました、2019年度を初年度とする中期経営計画「グループ経営方針2019」のもと、社会とお客さまの課題に真直面から取り組み、新たな価値を創造する企業への変革を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う旅客需要の急激な減少によって、民間向け航空エンジン事業が多大な影響を受けるなど、IHIグループを取り巻く環境が急激に変化してきているとのことです。このような環境変化に対応すべく、2020年11月に「プロジェクトChange」（以下「プロジェクトChange」といいます。）が策定・公表されました。そして、IHIは、「プロジェクトChange」で掲げている「成長事業の創出」等の検討を進める中で、特に「保全・防災・減災」の分野において、当社の気象防災事業、並びにセンシング及び電気・制御系の人材等、当社の「地球を測る技術」は、将来のIHIグループで、一層のシナジー効果を発揮することができる要素を有していると認識するに至ったとのことです。

そのため、IHIは、当社を完全子会社化し、両社の技術・製品連携や人材等の経営資源の有効活用、協業の意思決定の迅速化等を通じて、一層のシナジー効果を創出すべく、2021年1月下旬、当社に対して、株式交換による完全子会社化に向けた協議の申し入れを行いました。

また、当社は、2019年5月に策定・公表いたしました「2019中期事業計画」のもと、気象、地震、水位など観測装置から収集したデータを分析・解析し、防災・減災のための災害予知、社会インフラの健全性モニタリングなどのサービスやソリューションの提供を目指しております。さらに、宇宙から地球を観測することで気象予報や火災監視を行うなど、宇宙から人々を見守る時代が到来しており、そのために必要不可欠な宇宙関連事業の技術力向上を図っております。IHIが完全親会社となることで、IHIグループの防災・宇宙関連事業に関する知見や分析デー

タを活用することによる設計・解析力や製品開発力の強化、グローバルネットワークの共有による販路拡大、人材交流のさらなる促進によるノウハウ共有の深化及び人材の育成が従来以上に期待できるとの判断に至りました。

IHI及び当社は、その後も協議を続け、当社をIHIの完全子会社とすることは、IHIの企業価値向上のみならず、当社の企業価値向上のためにも有益であるとの結論に至りました。

具体的には、当社をIHIの完全子会社化することで、IHIグループが享受できるメリットとして以下を想定しているとのことです。

(1) IHIグループの成長事業創出に向けた当社の技術・製品の活用

「プロジェクトChange」で掲げた「成長事業の創出」(注2)において、当社の技術・製品を活かすことで、他社にはないIHIグループ固有の価値を提供する事業を創出し、発展させることができるとのことです。

(2) 電気・制御系人材の活用

電動化やIoT技術(注3)の活用・発展に必要な電気・制御系人材を、IHIグループと当社の人材交流を活発化することで強化し、「プロジェクトChange」で掲げた「ライフサイクルビジネスの拡大」(注4)、「成長事業の創出」を加速させることができるとのことです。

(3) IHIエアロスペースと当社による新規事業創出

IHIエアロスペースが有しているシステムインテグレーションの知見と、当社が有している機器開発技術、宇宙搭載化技術等の融合をさらに深化させることで、宇宙環境利用及びその他の分野における新規事業を創出していきたいとのことです。

一方、当社としても、IHIが完全親会社となることで享受できるメリットとしては、具体的に以下を想定しております。

(1) IHIグループの技術的知見等を活用することによる競争力強化

IHIグループの水管理・水門制御技術や運用に関する知見、宇宙インフラシステムのインテグレーション知見、品質管理・知財ノウハウを活用することにより、サービスやソリューション提供力のさらなる強化が期待できます。また、IHIグループの最新技術を従来以上に活用することで、設計・解析力や製品開発力が強化できると考えております。

(2) IHIグループ各社とのリソースの共有による事業拡大

IHIグループ各社との顧客基盤・グローバルネットワークの共有により、販路拡大等の事業機会の増加が期待できます。また、IHIグループ各社との人材交流のさらなる促進により、ノウハウ共有の深化及び人材の育成を推進できると考えております。

(3) 意思決定の迅速化とコストメリット

非上場化に伴い、短期的な利益の追求のみに捉われることなく長期的な視点に基づく事業運営が可能となるとともに、意思決定の迅速化が図られると考えております。また、上場維持に係るコストが解消されます。

以上の認識のもと、両社において株式交換比率を含む本株式交換に係る諸条件についての検討及び協議を経て、2021年5月10日に合意に至り、2021年5月13日開催の両社の取締役会において本株式交換を行うことを決議し、同日、両社の間で本株式交換契約を締結いたしました。

(注1) 「三次元レーザレーダ (3DLR)」とは、検知したいエリアにレーザを万遍なく照射することで物体の大きさ、形と速度を計る機器をいいます。

(注2) 「プロジェクトChange」で掲げた「成長事業の創出」とは、IHIが価値を提供できる近未来の社会インフラに対して、「航空輸送システム」、「カーボンソリューション」及び「保全・防災・減災」の3つの事業を再定義し、これらを軸に将来の成長事業を創出していくことをいいます。詳細は、IHIが2020年11月10日付で公表いたしました「プロジェクトChange」をご参照ください。

(注3) 「IoT技術」とは、Internet of Thingsの略称であり、モノがインターネット経由で通信する技術をいいます。

(注4) 「プロジェクトChange」で掲げた「ライフサイクルビジネスの拡大」とは、お客さまの価値の最大化のための、運転・保守サービスをはじめとするライフサイクル全体の包括的なサービスを提供することをいいます。詳細は、IHIが2020年11月10日付で公表いたしました「プロジェクトChange」をご参照ください。

2. 本株式交換契約の内容の概要

当社及びIHIが2021年5月13日に締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書（写）

株式会社IHI（以下「甲」という。）及び明星電気株式会社（以下「乙」という。）は、2021年5月13日付で、以下のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商号：株式会社IHI

住所：東京都江東区豊洲三丁目1番1号

(2) 株式交換完全子会社

商号：明星電気株式会社

住所：群馬県伊勢崎市長沼町2223番地

第3条（本件株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、第8条に基づき乙の自己株式が消却された後の株主をいい、甲を除く。以下「本件割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の株式の数の合計数に0.42を乗じて得た数の甲の株式を交付する。

2. 甲は、本件株式交換に際して、本件割当対象株主に対して、その保有する乙の株式1株につき、甲の株式0.42株の割合をもって割り当てる。

3. 前二項の規定に従って本件割当対象株主に対して割り当てるべき甲の株式の数に1に満たない端数がある場合は、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従って処理する。

第4条（資本金及び準備金に関する事項）

本件株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第5条（本件株式交換の効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2021年8月1日とする。ただし、本件株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（本契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本件株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により本契約について株主総会の決議による承認が必要となった場合は、甲は、本件効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の決議による承認を求める。

2. 乙は、本件効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の決議による承認を求める。

第7条（剰余金の配当等）

1. 乙は、株主総会の決議による承認を受けることを条件として、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、その株式1株当たり金7円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結日後、本件効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議又は本件効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

第8条（自己株式の消却）

乙は、本件効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本件株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第9条（事業運営及び財産管理）

甲及び乙は、本契約の締結日から本件効力発生日の前日までの間、本契約において別途定める場合を除き、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の事業の運営及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、相手方当事者と協議し合意の上、これを行う。

第10条（本契約の変更及び解除）

本契約の締結日から本件効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、本件効力発生日の前日までに、第6条第1項ただし書に定める場合において甲の株主総会の決議による承認を受けられなかったとき、第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認を受けられなかったとき、本件株式交換の実行のために必要となる関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条の規定に基づき解除されたときは、その効力を失う。

第12条（裁判管轄）

本契約に関連する甲及び乙の間は一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、解決する。

以上の合意を証するため、本契約書の正本2通を作成し、各当事者は、署名又は記名押印のうえ、各1通を保有する。

2021年5月13日

甲： 東京都江東区豊洲三丁目1番1号
株式会社 I H I
代表取締役社長 井手 博 ㊞

乙： 群馬県伊勢崎市長沼町2223番地
明星電気株式会社
代表取締役社長 池山 正隆 ㊞

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	I H I (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.42
本株式交換により交付する株式数	I H I の普通株式：2,729,838株 (予定)	

(注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、I H I の普通株式 (以下「I H I 株式」といいます。) 0.42株を割当て交付いたします。ただし、I H I が保有する当社株式 (2021年5月13日現在 6,772,000株) については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率 (以下「本株式交換比率」といいます。) は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する I H I 株式の数

I H I 株式の数：2,729,838株 (予定)

上記株式数は、2021年3月31日時点における当社の発行済株式総数 (13,279,633株) 及び自己株式数 (8,017株) 並びに2021年5月13日現在における I H I が保有する当社株式数 (6,772,000株) に基づいて算出しております。

I H I は、本株式交換に際して、本株式交換により I H I が当社の発行済株式 (ただし、I H I が保有する当社株式を除きます。) の全部を取得する時点の直前時 (以下「基準時」といいます。) における当社の株主の皆さま (ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をい、I H I を除きます。) に対し、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の I H I 株式を割当て交付いたします。I H I は、本株式交換により交付する株式として、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式 (2021年3月31日現在8,017株。本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により当社が取得する株式を含みます。) の全部を、基準時において消却する予定です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、ＩＨＩの単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている当社株式が239株未満である当社の株主の皆さまは、ＩＨＩの単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、金融商品取引所市場においては、単元未満株式を売却することはできません。ＩＨＩの単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、ＩＨＩ株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

①単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、ＩＨＩの単元未満株式を保有する株主の皆さまが、ＩＨＩに対して、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる制度です。

②単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びＩＨＩの定款の規定に基づき、ＩＨＩの単元未満株式を保有する株主の皆さまが、ＩＨＩに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数のＩＨＩ株式を売り渡すことを請求し、これを買増すことができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、ＩＨＩ株式1株に満たない端数の割当て交付を受けることとなる当社の株主の皆さまに対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のＩＨＩ株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

①割当ての内容の根拠及び理由

上記1.「本株式交換を行う理由」に記載のとおり、2021年1月下旬、ＩＨＩから当社に対して、株式交換による完全子会社化に向けた協議について申し入れ、ＩＨＩ及び当社は、真摯に協議・交渉を重ねた結果、当社をＩＨＩの完全子会社とすることが、ＩＨＩ及び当社の企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

ＩＨＩ及び当社は、下記3. (2) ④a.「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換に用いられる上記3. (1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、ＩＨＩは、2020年10月下旬、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」といいます。）を、当社は、2021年2月中旬、株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定し、また、ＩＨＩは、2020年11月上旬、西村あさひ法律事務所を、当社は、2021年2月上旬、中村・角田・松本法律事務所を、それぞれのリーガル・アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始いたしました。

ＩＨＩは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼したデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから2021年5月12日付で受領した株式交換比率に関する算定報告書、西村あさひ法律事務所からの助言、ＩＨＩが当社に対して実施したデュー・ディリジェン

スの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、IHIの株主の皆さまの利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

一方、当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼したプルートス・コンサルティングから2021年5月12日付で受領した株式交換比率に関する算定報告書、プルートス・コンサルティングから2021年5月12日付で受領した本株式交換比率は当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）、中村・角田・松本法律事務所からの助言、当社がIHIに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、支配株主であるIHIとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、その詳細については、下記3. (2) ④b. 「利益相反を回避するための措置」をご参照ください。）からの指示、助言及び2021年5月13日付で受領した答申書（以下「本答申書」といい、その概要については、下記3. (2) ④b. 「利益相反を回避するための措置」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、IHIとの間で複数回に亘り本株式交換比率を含む本株式交換の条件に係る協議を行うとともに、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に協議・検討をいたしました。そして、本株式交換比率については、下記3. (2) ②「算定に関する事項」に記載のとおり、本株式交換比率は、0.42であることから、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆さまの利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、IHI及び当社は、それぞれの第三者算定機関から得た株式交換比率の算定結果及び助言並びにそれぞれのリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案した上、両社間で株式交換比率について慎重に交渉を複数回に亘り重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととし、2021年5月13日開催の両社の取締役会において本株式交換を行うことを決議し、2021年5月13日、両社の間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

②算定に関する事項

a. 算定機関の名称及び両社との関係

ＩＨＩの第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー及び当社の第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングは、いずれも、ＩＨＩ及び当社からは独立した算定機関であり、ＩＨＩ及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

b. 算定の概要

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、ＩＨＩ株式及び当社株式がそれぞれ金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2021年5月12日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

各評価手法によるＩＨＩ株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジは以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.311～0.369
DCF法	0.085～0.508

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びＩＨＩの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は算定の依頼も行っておりません。加えて、算定において参照した両社の事業計画に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの株式交換比率の算定は、2021年5月12日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであります。

なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーがDCF法による算定の前提とした両社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具

体的には、I H Iについては、2022年3月期においては、民間航空エンジン等における採算性の改善、及び新事業創出のための資金確保等を目的とした資産売却の影響等により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。さらに、2023年3月期においては、民間航空エンジンにおける新型コロナウイルス感染症の拡大による影響からの回復に加え、「プロジェクトChange」にて取り組んでいる「事業構造の改革」、「コスト構造の強化」及び「ライフサイクルビジネスの拡大」の成果により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、当社については、2022年3月期においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による工期の遅れの解消に加え、前期より続く更新需要の拡大等により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。さらに、2024年3月期においては、P O T E K A（注1）の官民販売の進展に加えて、気象・環境変動のビッグデータ活用による情報提供の進展、及び宇宙技術の民間転用の拡販効果や宇宙ビジネス関連機器の需要拡大により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、両社の当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

一方、プルータス・コンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき手法を検討の上、I H Iについては、金融商品取引所に上場しているI H I株式の客観的価値を把握するため、市場株価法を採用して算定を行いました。

当社については、I H Iと同様の理由に基づき市場株価法を採用するとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

各評価手法によるI H I株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジは以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
I H I	当社	
市場株価法	市場株価法	0.33～0.34
	DCF法	0.28～0.48

市場株価法では、両社ともに2021年5月12日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部又は第二部における両社株式それぞれの算定基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用しております。DCF法では、当社が作成した2022年3月期から2024年3月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が2022年3月期以降の将来において生み出すと期待されるフリー・キャッシュ・フローを、5.13%から7.38%の範

困で毎期一定の割引率で現在価値に割り引いております。事業計画が存在しない2025年3月期以降については、永久成長率法により継続価値を算定しており、永久成長率は0%としております。

なお、プルータス・コンサルティングがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年3月期においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による工期の遅れの解消に加え、前期より続く更新需要の拡大等により、対前年度比で営業利益が約75%増益となることを見込んでおります。さらに、2024年3月期においては、POTEKAの官民販売の進展に加えて、気象・環境変動のビッグデータ活用による情報提供の進展、及び宇宙技術の民間転用の拡販効果や宇宙ビジネス関連機器の需要拡大により、対前年度比で営業利益が約50%増益となることを見込んでおります。本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減を除き、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

また、当社は、2021年5月12日、プルータス・コンサルティングから、本フェアネス・オピニオンを取得しております。本フェアネス・オピニオンは、当社が作成した事業計画及び両社の市場株価に基づく株式交換比率の算定の結果等に照らして、両社で合意された株式交換比率が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、プルータス・コンサルティングが、当社から、当社の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した株式交換比率の算定の結果に加えて、本株式交換の概要、背景及び目的に係る両社への質疑応答、プルータス・コンサルティングが必要と認めた範囲内での両社の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルータス・コンサルティングにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております（注2）。

（注1）「POTEKA」とは、小型気象計を利用したピンポイントの気象情報を提供するサービスをいいます。

（注2）プルータス・コンサルティングは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる株式交換比率の算定を行うに際して、IH I及び当社から提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに両社から聴取した情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルータス・コンサルティングに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、上記の手続を除く調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。

また、プルータス・コンサルティングは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社及びIH Iの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、両社及びIH Iの関係会社からはこれらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、プルータス・コンサルティングは、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での両社及びIH Iの関係会社の信用力についての評価も行っておりません。

プルータス・コンサルティングが、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた当社の事業計画その他の資料は、当社の経営陣により当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、プルータス・コンサルティングはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明しておりません。

プルータス・コンサルティングは、本株式交換契約が適法かつ有効に作成及び締結され、当社の株主総会で承認されること、本株式交換が本株式交換契約に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本株式交換契約に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式交換が本株式交換契約の条件に従って完了することを前提としております。また、プルータス・コンサルティングは、本株式交換が適法かつ有効に実施されること、本株式交換の税務上の効果が両社の想定と相違ないこと、本株式交換の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式交換によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。プルータス・コンサルティングは、本株式交換の実行に関する当社の意思決定、あるいは本株式交換と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを当社から依頼されておらず、また検討しておりません。プルータス・コンサルティングは、会計、税務及び法律のいずれの専門家でもなく、本株式交換に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。プルータス・コンサルティングは、当社より提示された本株式交換にかかる税務上の想定される効果が実現することを前提としております。

本フェアネス・オピニオンは、両社で合意された本株式交換比率が当社の少数株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までにプルータス・コンサルティングに供され又はプルータス・コンサルティングが入手した情報に基づいて、その作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、プルータス・コンサルティングは本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率が当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものであることについて意見表明するにとどまり、当社の発行する有価証券の保有者、債権者その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではなく、当社の株主の皆さまに対して本株式交換に関するいかなる行動も推奨するものではありません。

また、本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率に関する当社の取締役会及び本特別委員会の判断の基礎資料として使用することを目的としてプルータス・コンサルティングから提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。

③交換対価としてＩＨＩの普通株式を選択した理由

ＩＨＩ及び当社は、当社をＩＨＩの完全子会社とすることでもたらされるＩＨＩグループの企業価値向上の成果を、当社の少数株主の皆さまにも享受していただくためには、ＩＨＩを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換の方法により、当社株式に対して、ＩＨＩ株式を割当て交付することで、当社の少数株主の皆さまにＩＨＩの株主となっただくことが最善であると判断いたしました。

本株式交換により、その効力発生日である2021年8月1日（予定）をもって、ＩＨＩは、当

社の完全親会社となり、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2021年7月29日付で上場廃止（最終売買日は2021年7月28日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社の株主の皆さま（ただし、IHを除きます。）に割当てられるIH株式は、東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、当社株式を239株以上保有し本株式交換によりIHの単元株式数である100株以上のIH株式の割当てを受ける当社の株主の皆さまに対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

一方、239株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆さまには、IHの単元株式数100株に満たないIH株式が割当てられます。そのような単元未満株式については、金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、IHに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をIHから買い増すことも可能です。かかる取り扱いの詳細については、上記3.（1）（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換により当社の株主の皆さまに割当てられるIH株式1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記3.（1）（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆さまは、最終売買日である2021年7月28日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができます。

④ IH以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

a. 公正性を担保するための措置

IHは、既に当社の発行済株式総数の51.02%（2021年3月31日現在）を保有する当社の親会社であることから、両社は、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

(a) 独立した第三者算定機関からの算定報告書の取得

IHは、第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーを選定し、2021年5月12日付で、株式交換比率に関する算定報告書を取得いたしました。算定報告

書の概要については、上記3.(2)②「算定に関する事項」をご参照ください。なお、IHIは、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

一方、当社は、第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングを選定し、2021年5月12日付で、株式交換比率に関する算定報告書を取得いたしました。また、当社は、2021年5月12日付で、本フェアネス・オピニオンを取得しております。算定報告書及び本フェアネス・オピニオンの概要については、上記3.(2)②「算定に関する事項」をご参照ください。

(b) 独立した法律事務所からの助言

IHIは、リーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。

なお、西村あさひ法律事務所は、IHI及び当社から独立しており、IHI及び当社との間に重要な利害関係を有しません。

一方、当社は、リーガル・アドバイザーとして、中村・角田・松本法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。

なお、中村・角田・松本法律事務所は、IHI及び当社から独立しており、IHI及び当社との間に重要な利害関係を有しません。

b. 利益相反を回避するための措置

IHIは、既に当社の発行済株式総数の51.02%（2021年3月31日現在）を保有する当社の親会社であることから、当社は、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

(a) 当社における利害関係を有しない本特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置の経緯

当社は、2021年1月下旬にIHIから本株式交換の提案を受けた後、直ちに、IHI及び当社から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆さまの利益の確保の観点から本株式交換に係る検討・交渉等を行う体制の構築を開始いたしました。当社は、リーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所の助言を受けつつ、同年2月9日に当社の社外取締役及び社外監査役の全員で構成される社外役員会合を開催し、東京証券取引所に独立役員として届け出られており、当社の社外取締役として同社の事業内容等について相当程度の知見を有し、かつ、経営の専門家として豊富な経験と高い見識を有しており、本株式交換の

務所及び当社のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングについて、それぞれその独立性、専門性及び実績等を確認した上でその選任を承認するとともに、中村・角田・松本法律事務所の助言を受けつつ、当社が社内構築した本株式交換の検討体制について独立性の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。

その上で、本特別委員会は、当社のプロジェクトチームから、株式交換比率の算定の前提となる当社の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）について、その策定過程において複数回に亘り事業計画案の数値概要、その前提となる経営環境、事業分野ごとの目標・基本戦略・具体的な施策等の説明を受け、質疑応答を行い、プルータス・コンサルティングの財務的な観点からの助言等も踏まえて本事業計画の合理性を確認の上、承認しております。

また、本特別委員会は、ＩＨＩからの本株式交換の提案について、当社の経営環境・経営課題に関する認識、本株式交換をこの時期に提案した理由、本株式交換により期待されるシナジー効果の具体的内容、現在の資本構成ではなく、非上場化が必要な理由、本株式交換による上場廃止や資本構造の変化によるデメリット、本株式交換後の経営方針、本株式交換後の当社の従業員の処遇、取引先その他の利害関係者との関係、本株式交換のストラクチャー・条件等について複数回に亘り質問書を送付し、ＩＨＩより回答書を受領するとともに、本特別委員会の場において直接説明を受け、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、当社の経営陣から、当社の経営環境・経営課題に関する現状認識、本株式交換の必要性、本株式交換により期待されるシナジー効果の具体的内容、本株式交換によるデメリット、本株式交換後の経営方針及び体制等について説明を受け、質疑応答を行いました。

さらに、本特別委員会は、中村・角田・松本法律事務所から、本株式交換において手続の公正性を担保するために講ずるべき措置、本株式交換のスケジュール、ＩＨＩに対して実施した法務デュー・ディリジェンスの結果、本株式交換契約の内容・交渉経緯、開示書類の内容等について説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、プルータス・コンサルティングから株式交換比率に関する算定報告書等の開示を受け、プルータス・コンサルティングが行った株式交換比率の算定に係る算定手法の採用理由、ＩＨＩ及び当社の市場株価推移、DCF法による算定の主要な前提条件（割引率や永久成長率の算出根拠を含みます。）、各算定手法による算定結果等について説明を受け、質疑応答を行い、これらの事項について合理性を確認しております。

また、本特別委員会は、ＩＨＩからの株式交換比率の提案内容及び交渉状況等について、プルータス・コンサルティングから適時に報告を受けるとともに、プルータス・コンサルティングから近時の類似事例におけるプレミアム水準等の説明を含む財務的観点からの助言を受け、

ＨＩに提案する具体的な株式交換比率を含む交渉方針について審議・検討した上で承認し、指示や要請を行うなどして、ＩＨＩとの株式交換比率等の条件交渉に実質的に関与いたしました。

(iii) 答申の概要

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2021年5月13日付で、当社の取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

(ア) 答申内容

- i 当社の取締役会は、本株式交換の実施を決定することが妥当であると考える。
- ii 当社の取締役会が、本株式交換の実施についての決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益ではないと考える。

(イ) 検討

- i 以下の点より、当社において適切な対応をすることにより本株式交換が当社の企業価値の向上に資する可能性があると考える。
 - ・当社の経営陣としては、本株式交換後にＩＨＩグループの成長事業創出に向けた当社の製品・技術の活用によるシナジー効果の発現を見込めると考えており、当社とＩＨＩグループとの人材交流の促進によって、ＩＨＩグループの技術者が当社で働くことにより当社の事業課題である生産性や品質の改善につながる可能性があることや、ＩＨＩのネットワークを使って新規顧客を開拓することによって、同じく当社の事業課題である官需偏重を解消できる可能性があること、上場コストの削減等によってコストカットや適切な人員配置を図ることができるなどのシナジー効果も想定できるとのことであり、これらの点の説明に不合理な点は見当たらない。
 - ・もっとも、これらのシナジー効果の発現は、本株式交換によらなくても可能ではないかという点も問題になるが、当社の経営陣によれば、現状の資本構成では、当社もＩＨＩとの連携を図ろうとする際には利益相反に当たる懸念があることを念頭に慎重に進めざるを得ないことや、中長期的な戦略としては行うべきであっても短期的には損失が発生してしまうために、当社の少数株主の利益に鑑み、投資を実行できなかったこともあったとのことであり、シナジー効果を発現させるために非上場化が必要であるとの判断も不合理ではない。
- ・本株式交換のデメリットについて、当社の経営陣からは、本株式交換後は経営陣の在任期間

が短くなり、経営に混乱が生じる可能性があることや、人材交流により当社の従業員のモチベーションが失われる可能性があることが指摘されたが、これらのデメリットは、当社が社内の文化を変えること、I H Iグループ内で適切に意見を述べること及び当社の業績向上の継続的な実現により従業員に適切な還元をすること等により、一定程度軽減が可能であると認められる。

ii 本株式交換においては、①当社において独立した本特別委員会が設置され、有効に機能したものと認められること、②当社は、外部専門家の独立した専門的助言を取得しているものと認められること、③当社は、本株式交換についての判断の基礎として、専門性を有する独立した第三者評価機関からの株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオンの取得をしているものと認められること、④当社においては、利害関係を有する取締役等を可能な限り本株式交換の検討・交渉過程から除外し、I H Iから独立した立場で検討・交渉等を行うことができる体制が構築されていたものと認められること、⑤本株式交換においてはいわゆる間接的なマーケット・チェックが行われているものと認められること、⑥本株式交換においてはマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定はなされていないが、本株式交換は当社の企業価値の向上に資する可能性があると考えており、本株式交換においては上記①から⑤まで及び⑦のとおり他に十分な公正性担保措置が講じられていることからすれば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないとしても、それのみによって本株式交換の手續の公正性が損なわれるものではないと考えられること、⑦本株式交換においては一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められることから、一般株主の利益を図る観点から公正な手續が実施されているものと認められる。

iii 本株式交換の取引条件の妥当性について、以下の点より、本株式交換における買収方法及び買収対価の種類は合理性があると認められ、本株式交換比率は妥当であると認められる。

・買収方法である株式交換は、非上場化の取引においては一般的に採用されている方法であり、合理性があると考えられる。また、買収対価の種類については、当社の一般株主は本株式交換後にI H Iの株主としてその株式の保有を継続する選択肢が提供され、その株式の保有を通じて本株式交換のシナジーを享受することができることから、I H I株式を買収対価とすることには合理性があると考えられる。

・プルータス・コンサルティングから取得した株式交換比率に関する算定報告書におけるDCF法による算定の基礎とされている当社の本事業計画の策定目的、策定手續及び内容につき特

に不合理な点は認められない。

・プルータス・コンサルティングから取得した株式交換比率に関する算定報告書について、算定方法及び内容のいずれにおいても不合理な点は認められず、信用できるものと判断するところ、本株式交換比率は、かかる算定報告書における、当社株式を市場株価法によって算定した場合の評価レンジの上限を上回り、かつ、当社株式をDCF法によって算定した場合の評価レンジの範囲内であり、かつ、その中央値を上回っている。

・本株式交換比率は、類似事例を上回る水準のプレミアムが付されていると認められる。

・本特別委員会は、当社とIHIとの間の株式交換比率等の本株式交換の取引条件に関する協議・交渉過程において実質的に関与しており、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本株式交換が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況、すなわち独立当事者間取引と同視し得る状況が確保され、真摯な交渉が行われた上で本株式交換比率に合意したものと認められる。

・本フェアネス・オピニオンにおいて、本株式交換比率が当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨の意見が述べられているところ、本フェアネス・オピニオンの発行手続及び内容に不合理な点はなく、これによっても本株式交換比率の妥当性は裏付けられる。

iv 上記iのとおり、本株式交換は当社の企業価値の向上に資する可能性があると考えられること、上記iiのとおり、一般株主利益を確保するための公正な手続が実施されており、上記iiiのとおり、本株式交換の買収方法及び買収対価の種類は合理性があると認められるとともに、本株式交換比率は妥当であると認められることからすれば、当社の取締役会は、本株式交換の実施を決定することが妥当であると考ええる。

v 上記iのとおり、本株式交換は当社の企業価値の向上に資する可能性があると考えられること、上記iiのとおり、一般株主利益を確保するための公正な手続が実施されており、上記iiiのとおり、本株式交換の買収方法及び買収対価の種類には合理性があると認められるとともに、本株式交換比率は妥当であると認められることからすれば、当社の取締役会が、本株式交換の実施についての決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益ではないと考える。

(b) 当社における独立した検討体制の構築

当社は、IHIから独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、当社は、ＩＨＩの出身者である池山正隆取締役、ＩＨＩ及びＩＨＩエアロスペースの出身者である橘田英夫取締役、ＩＨＩのスマートワーク推進部長を兼務する加藤格取締役、ＩＨＩの経営企画部主幹を兼務する磯本聡一監査役は、一般株主との利益相反の問題を排除するため、本株式交換に関する検討並びにＩＨＩとの協議及び交渉には当社の立場では参加しないこととしております。なお、当社の取締役のうち、齋藤隆取締役はＩＨＩへの出向経験がありますが、出向期間は短期間であり、ＩＨＩとの間の利害関係は限定されていること、同取締役は気象防災事業を担当する取締役として本株式交換に関する検討やＩＨＩとの協議及び交渉への参加が必須であると考えられることから、本株式交換に関する検討並びにＩＨＩとの協議及び交渉にプロジェクトリーダーの一人として参加することとしております。ただし、ＩＨＩとの利害関係のない谷本和夫取締役をもう一人のプロジェクトリーダーに指名して牽制を効かせるとともに、本特別委員会においてもプロジェクトチームの活動について随時報告を受けることによりモニタリングしており、検討体制の独立性に問題はないと判断しております。また、本株式交換の検討並びにＩＨＩとの協議及び交渉を担当するプロジェクトチームにおいても、構造的な利益相反の問題を可能な限り排除する観点から、ＩＨＩからの出向者であるメンバーの関与は必要最小限度に止め、本事業計画の策定やＩＨＩとの協議・交渉等の構造的な利益相反の問題の影響を受ける可能性が高い事項については、ＩＨＩからの出向者以外のメンバーに担当させることとしております。

(c) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した2021年5月13日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役7名のうち、池山正隆取締役はＩＨＩの出身者であり、橘田英夫取締役はＩＨＩ及びＩＨＩエアロスペースの出身者であり、また、加藤格取締役はＩＨＩのスマートワーク推進部長を兼務しているため、一般株主との利益相反の問題を排除するため、池山正隆取締役、橘田英夫取締役及び加藤格取締役を除く4名の取締役により審議の上、その全員の一致により本株式交換の実施を決議しております。なお、池山正隆取締役、橘田英夫取締役及び加藤格取締役は、当該取締役会における本株式交換に関する審議には参加しておらず、当社の立場において本株式交換に係る協議及び交渉に参加しておりません。

また、上記取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役3名（うち社外監査役2名））の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。なお、当社の監査役である磯本聡一氏は、ＩＨＩの経営企画部主幹を兼務しているため、上記の取締役会の審議には

一切参加しておらず、上記の取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えておりません。

(d) 他の買収者による買収提案の機会の確保等

当社は、本株式交換の公表から本株式交換契約の承認議案が上程される当社の定時株主総会までの期間を29営業日としており、これにより当社の株主の皆さまが本株式交換の是非や取引条件の妥当性について熟慮し、適切な判断を行う期間を確保するとともに、IH I以外の潜在的な買収者による対抗的な買収提案を行う機会を確保しております。また、IH Iと当社とは、当社が対抗的な買収提案者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません、この点でも対抗的な買収提案の機会を確保しております。

(3) 株式交換完全親会社となるIH Iの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、IH Iの増加する資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従いIH Iが別途適当に定める金額となります。

かかる内容は、IH Iにおいて、IH Iの財務状況、資本政策その他事情を総合的に考慮し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) IH Iの定款の定め

IH Iの定款は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.meisei.co.jp/ir/>) に掲載しております。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

①交換対価を取引する市場

IH I株式は東京証券取引所市場第一部、名古屋証券取引所市場第一部、札幌証券取引所及び福岡証券取引所において取引されております。

②交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者

IH I株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社）において取引の媒介、取次等が行われております。

③交換対価の譲渡その他の部分に制限があるときはその内容
該当事項はありません。

(3) 交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2021年5月13日）の前営業日を基準として、1か月間、3か月間及び6か月間の東京証券取引所市場第一部におけるIHI株式の終値の平均は、それぞれ、2,185円、2,157円及び2,006円です。

また、IHI株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<https://www.jpix.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

(4) IHIの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の状況

IHIは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) IHIの最終事業年度に係る計算書類等の内容

IHIの最終事業年度（2021年3月期）に係る計算書類の内容については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.meisei.co.jp/ir/>) に掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①当社

a. 当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、連結親会社であるIHIとの間で、IHIを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議のうえ、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2021年6月23日に開催予定の当社の定時株主総会の決議による承認を得たうえで、2021年8月1日を効力発生日として行う予定です。本株式交換契約の内容は、上記2.「本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

b. 当社は、本株式交換の効力発生日の前日まで開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点までに当社が保有する自己株式（本株式交換に際して、会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。

② I H I

a. I H I は、2021年5月13日開催の取締役会において、連結子会社である当社との間で、I H I を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議のうえ、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2021年6月23日に開催予定の当社の定時株主総会の決議による承認を得たうえで、2021年8月1日を効力発生日として行う予定です。本株式交換契約の内容は、上記2.「本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

b. I H I は、2021年5月13日、旧愛知事業所の土地・建物（付随する固定資産を含みます。愛知県知多市北浜町11-1外、約119,000坪）をオオノ開発株式会社に譲渡しており、譲渡益約160億円を計上する予定です。

c. I H I は、2021年5月14日、I H I が所有する賃貸用不動産の底地（横浜市金沢区庄和町、約8,100坪）を国内の一般事業法人に対して譲渡しており、譲渡益約55億円を計上する予定です。

第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの安定的な利益還元を最重要課題であると認識し、市場環境の変化に耐え得る強靱な経営基盤の確立と財政基盤強化を図りつつ、収益状況を勘案しながら利益配分をすることを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円

なお、この場合の配当総額は92,901,312円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月24日

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役（池山正隆、橘田英夫、齋藤隆、谷本和夫、加藤格、山下守、中川精二）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	いけやま まさたか 池山正隆 (1960年 1月4日生)	1984年4月 石川島播磨重工業株式会社 (現 株式会社IHI) 入社 2008年4月 同 航空宇宙事業本部防衛システム事業部開発部長 2011年4月 同 航空宇宙事業本部防衛システム事業部副事業部長 2013年4月 同 航空宇宙事業本部防衛システム事業部事業部長 2016年4月 同 執行役員 航空宇宙事業本部副本部長 2017年4月 同 執行役員 航空・宇宙・防衛事業領域副事業領域長 2019年4月 同 航空・宇宙・防衛事業領域副事業領域長 当社 社長補佐 2019年6月 当社 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 (現任)	2,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	きつだ ひでお 橘田 英夫 (1958年 7月27日生)	1981年 4月 日産自動車株式会社入社 2000年 7月 石川島播磨重工業株式会社(現 株式会社IH I)入社 株式会社アイ・エイチ・アイ・エアロスペース(現 株式会社IH Iエアロスペース) 出向 2004年 7月 同 防衛技術部防衛装備室長 2007年 4月 同 防衛技術部長 2012年 4月 同 営業部長 2013年 6月 同 取締役 営業部長 2014年 7月 同 取締役 2016年 4月 当社 社長補佐 2016年 6月 同 取締役 2018年 6月 同 常務取締役(現任)	27,300株
3	さいとう たかし 齋藤 隆 (1962年 10月14日生)	1985年 4月 当社入社 2003年 4月 同 営業本部環境計測営業部長 2005年 7月 同 環境計測事業統括部長 2006年 6月 同 執行役員 営業本部副本部長 兼 環境計測事業統括部長 2010年 6月 同 取締役 営業本部長 2014年 4月 株式会社IH I 営業本部関西支社副支社長 2017年 4月 当社 理事 営業統括部長 兼 気象防災事業部副事業部長 2017年 6月 同 取締役兼執行役員 営業統括部長 兼 気象防災事業部副事業部長 2020年 4月 同 取締役兼執行役員 気象防災事業部長(現任)	10,400株
4	たにもと かずお 谷本 和夫 (1962年 4月2日生)	1985年 4月 当社入社 2003年 7月 同 技術本部宇宙機器技術部長 2006年 7月 同 事業統括本部技術本部宇宙機器技術部長 2007年 7月 同 技術開発本部装置開発部長 2009年 7月 同 技術開発本部副本部長 兼 装置開発部長 2010年 7月 同 技術開発本部副本部長 2013年 4月 同 技術本部副本部長 兼 宇宙・防衛統括 2014年 4月 同 理事 宇宙防衛事業部長 2015年 4月 同 執行役員 宇宙防衛事業部長 2019年 4月 同 常務執行役員 宇宙防衛事業部長 2020年 6月 同 取締役兼執行役員 宇宙防衛事業部長(現任)	800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	くろき やすのり 黒木 康徳 (1965年 10月26日生)	1992年 4月 石川島播磨重工業株式会社(現 株式会社IHI) 入社 2009年 4月 同 技術開発本部 基盤技術研究所 材料研究部 材料評価グループ 担当部長 2010年 4月 同 技術開発本部 生産技術センター 溶接技術部長 2012年 4月 同 技術開発本部 基盤技術研究所 材料研究部長 2014年 4月 株式会社IHIキャスティングス 出向 2016年 4月 株式会社IHI 技術開発本部 技術企画部 企画管理グループ 担当部長 2017年 4月 同 技術開発本部 技術企画部長 2019年 4月 同 技術開発本部 技術企画部 次長 2021年 4月 同 戦略技術統括本部 企画調査部 主幹(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社IHI 戦略技術統括本部 企画調査部 主幹	-
6	なかがわ せいじ 中川 精二 (1949年 4月13日生)	1972年 4月 富士通株式会社入社 2003年 6月 同 特機システム本部長 2006年 6月 同 経営執行役 兼 特機システム事業本部長 兼 株式会社富士通システム統合研究所代表取締役社長 2007年 6月 同 経営執行役 兼 特機システム事業本部長 兼 株式会社富士通システム統合研究所代表取締役社長 兼 富士通特機システム株式会社 代表取締役社長 2016年 6月 当社 社外取締役(現任)	-

(注) 1. 候補者と当社との間の特別の利害関係については次のとおりであります。

- (1) 黒木康徳氏は、株式会社IHIにおいて戦略技術統括本部 企画調査部 主幹を務めており、同社は当社と取引関係があります。
- (2) その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 候補者の当社の親会社等における地位及び担当は次のとおりであります。
 - (1) 当社の親会社又は当社の親会社の子会社（当社を除く。）の業務執行者であるときの地位及び担当
黒木康徳氏は、当社の親会社である株式会社ⅠＨⅠにおいて戦略技術統括本部 企画調査部 主幹を務めております。
 - (2) 過去10年間に親会社又は当社の親会社の子会社（当社を除く。）の業務執行者であったときの地位及び担当
 - ① 池山正隆氏の過去10年間での当社の親会社である株式会社ⅠＨⅠにおける業務執行者としての地位及び担当については、略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況に記載のとおりであります。
 - ② 橋田英夫氏の過去10年間での当社の親会社の子会社である株式会社ⅠＨⅠエアロスペースにおける業務執行者としての地位及び担当については、略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況に記載のとおりであります。
 - ③ 齋藤隆氏の過去10年間での当社の親会社である株式会社ⅠＨⅠにおける業務執行者としての地位及び担当については、略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況に記載のとおりであります。
 - ④ 黒木康徳氏の過去10年間での当社の親会社である株式会社ⅠＨⅠにおける業務執行者としての地位及び担当については、略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況に記載のとおりであります。
3. 当社と中川精二氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。中川精二氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、黒木康徳氏が選任された場合には、新たに同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が再任又は選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反を認識したうえでの行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、保険料は特約部分も含めて当社が全額を負担しており、被保険者の保険料負担はありません。
5. 中川精二氏は社外取締役候補者であります。
6. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1) 社外取締役候補者の選任理由について
中川精二氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は富士通株式会社において経営執行役を、富士通特機システム株式会社で代表取締役社長を務めるなど、長年にわたり経営に携わられており、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験と見識をもとに当社の経営に対する適切な監督を行っていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただく役割を期待して、社外取締役として選任するものであります。
 - (2) 社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数
中川精二氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年間であります。
 - (3) 独立役員に関する事項
当社は、中川精二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 坂巻伸幸氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役 磯本聡一氏は本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	さかまき のぶゆき 坂巻伸幸 (1960年 1月26日生)	1985年4月 当社入社 2005年11月 同 総務人事部シニアエキスパート 兼 人事課長 2006年4月 同 人事部長 2006年10月 同 総務人事部シニアエキスパート 2010年7月 同 営業本部シニアエキスパート 2013年4月 同 総務人事部長 2017年4月 同 社長補佐 2017年6月 同 常勤監査役 (現任)	4,000株
2	あらい かずひろ 荒井和浩 (1965年 3月10日生)	1989年4月 石川島播磨重工業株式会社 (現 株式会社IH I) 入社 2008年4月 同 経営企画部グループ経営企画グループ 主幹 2010年7月 株式会社IH Iシバウラ (現 株式会社IH Iアグリテック 出向) 2014年4月 株式会社IH I グループ業務統括室 企画管理グループ 担当部長 2015年4月 同 グループ業務統括室 次長 2017年4月 同 グループ業務統括室長 2021年4月 同 経営企画部 主幹 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社IH I 経営企画部 主幹	-

(注) 1. 候補者と当社との間の特別の利害関係については次のとおりであります。

- (1) 荒井和浩氏は、株式会社IH Iにおいて経営企画部 主幹を務めており、同社は当社と取引関係があります。
- (2) その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者の当社の親会社等における地位及び担当は次のとおりであります。
 - (1) 当社の親会社又は当社の親会社の子会社 (当社を除く。) の業務執行者であるときの地位及び担当
荒井和浩氏は、当社の親会社である株式会社IH Iにおいて経営企画部 主幹を務めております。
 - (2) 過去10年間に親会社又は当社の親会社の子会社 (当社を除く。) の業務執行者であったときの地位及び担当
荒井和浩氏の過去10年間での当社の親会社である株式会社IH Iにおける業務執行者としての

地位及び担当については、略歴、地位及び重要な兼職の状況に記載のとおりであります。

3. 監査役との責任限定契約について
荒井和浩氏が選任された場合には、新たに同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 監査役との役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間で、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が再任又は選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である監査役がその職務に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反を認識したうえでの行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、保険料は特約部分も含めて当社が全額を負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

以 上

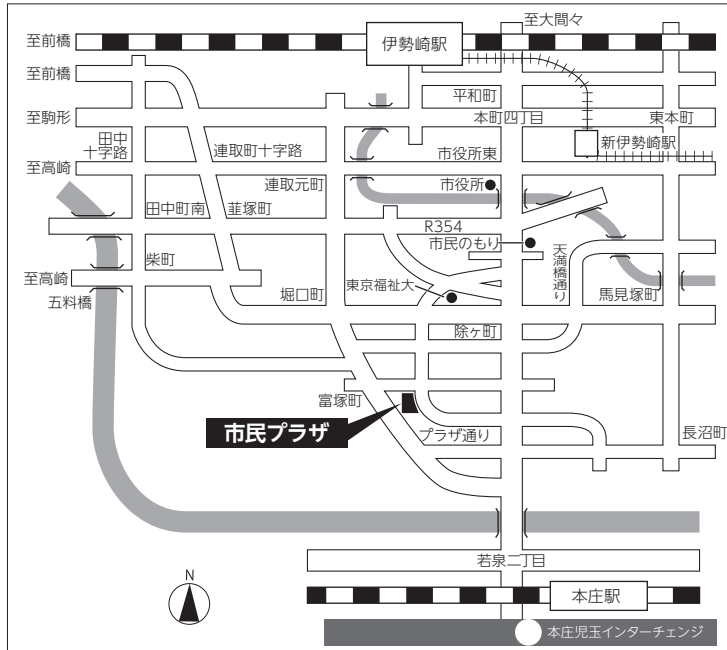
【株主総会についてのお問合せ先】

電話 0270-32-1111

【会場へのご案内】

会 場 伊勢崎市民プラザ 本館 1階ホール

住 所 群馬県伊勢崎市富塚町220番地13



【最寄駅・バス停留所】

最寄駅	JR両毛線 東武伊勢崎線	伊勢崎駅 お車で20分
	JR高崎線	本庄駅 お車で15分
	JR上越新幹線	本庄早稲田駅 お車で25分
最寄の バス停	国際十王交通バス (交通系ICカード等は ご利用できません)	伊勢崎駅2番バス停⇒本庄駅(北口) 市民プラザ北 下車徒歩 5分
		本庄駅(北口) 1 番バス停⇒伊勢崎駅 市民プラザ北 下車徒歩 5分